

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和6年11月18日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
24 岡田 勇樹

以上9名

欠席委員 22 中野 たつ子

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について〈別冊〉

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書
の提出について（賃貸借権、使用貸借）〈別冊〉

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第11回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席は22番 中野 たつ子委員の1名で出席委員数は9名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 14番 池山 允敏委員、16番 中谷 秀也委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から7で、件数は7件、合計面積は26,427㎡で、その内訳は田が24,829㎡、畑が1,598㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 3ページから5ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から6で、件数は6件、合計面積は17,293.59㎡で、その内訳は田が15,410㎡、畑が1,639㎡、その他が244.59㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
 報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、6ページをお願いいたします。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
 番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り 登記地目・現況地目とも畑、面積 773㎡。
 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。
- 番号2、地区 久居、申請地 牧町前田 登記地目・現況地目とも田、面積 2,997㎡。
 譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町長田 登記地目・現況地目とも畑、面積 2,078㎡。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号4、地区 大井、申請地 一志町井生金塚 登記地目・現況地目とも畑、面積 856㎡。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口杉前 登記地目・現況地目とも田、面積 2,868㎡ 外3筆、合計面積 6,958㎡。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号6、地区 川口、申請地 白山町川口算所 登記地目・現況地目とも田、面積 664㎡ 外1筆、合計面積 1,114㎡。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

7ページをお願いいたします。

番号7、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生境ヶ瀬 登記地目・現況地目とも田、面積 688㎡ 外1筆、合計面積 770㎡。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号8、地区 八幡、申請地 美杉町奥津羽根田 登記地目・現況地目とも畑、面積 88㎡。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

以上、件数は8件、合計面積は15,634㎡で、その内訳は田が11,839㎡、畑が3,795㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番と2番、お願いします。

田口委員 6番田口です。先日現地を確認して参りました。1番は推進委員4名と諸戸部会長、野田委員、中野委員、事務局で見て参りました。事務局説明通り問題ないと思います。

2番については推進委員3名と諸戸部会長、野田委員、中野委員、事務局で見て参りました。これも事務局説明通り問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 3番、お願いします。

野田委員 7番野田です。11月8日に地元推進委員4名、諸戸部会長、田口委員、中野委

員、久居事務局で見て参りました。そのまま利用するというので、事務局説明通りです。よろしくお願いします。

議 長 4番、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。11月8日に池山委員、地元推進委員、事務局で見て参りました。井生の宅地に付随する畑で、事務局の説明通り何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 5番と6番、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。11月8日に西森委員と地元推進委員と白山事務局で確認して参りました。受人は地元の担い手で耕作しておりましたが今回、渡人が農業廃止ということで引き受けるということで、何ら問題ないと思います。

6番ですが、受人は担い手として耕作面積を拡大して見える方で、何ら問題ないかと思ひます。

議 長 7番と8番、お願いします。

結城委員 18番結城です。8日に推進委員と事務局で現地を確認して参りました。渡人は自宅を含め農地を売却したいということです。

8番につきましても推進委員と事務局で現地を確認いたしました。遠隔地で農地の管理ができないので譲渡したい。受人は自家菜園をもう少し増やしたいので購入したいということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお願いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 下之川、申請地 美杉町下之川大作 登記地目 畑、現況地目 宅

地、面積 247㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和20年頃から住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は247㎡で、すべて畑でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員 18番結城です。8日に事務局と推進委員で現地を確認いたしました。畑として利用できないため宅地にした。進入路が狭いため広くしたいということです。現況写真も添付されておるので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り 登記地目 宅地、現況地目 畑、面積 238.37㎡ 外1筆、合計面積 951.37㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、444.2㎡、パネル設置率は、46.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居野村町小膳田 登記地目・現況地目とも畑、面積 1,426㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地、資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町野田 登記地目 山林、現況地目 畑、面積 277㎡の内117㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場用地、駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 稲葉町長田 登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 788㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成23年9月頃から農業用倉庫にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大井、申請地 一志町大仰小谷 登記地目・現況地目とも畑、面積 309㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大井、申請地 一志町井関谷戸 登記地目・現況地目とも畑、面積 722㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

許可書の交付につきましては、津市開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬市場 登記地目・現況地目とも畑、面積 535㎡外3筆 合計面積 1,232㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.9㎡、パネル設置率は、37.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

10ページをお願いいたします。

番号8、地区 川合、申請地 一志町片野北浦 登記地目・現況地目とも畑、面積 292㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、申請地 一志町八太中野 登記地目・現況地目とも田、面積 543㎡ 外1筆、合計面積 666㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、272.7㎡、パネル設置率は、40.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川合、申請地 一志町八太松原 登記地目 畑、現況地目 田、

面積 799 m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、272.8 m²、パネル設置率は、34.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

当該案件にかかる隣接農地所有者及び隣接住宅の所有者から隣接地権者、自治会、水利組合等の同意なしに許可しないよう要望書の提出がありました。

隣接者同意等の取扱いについては県通知で隣接者の同意等については、法令及び通知等により申請書に添付すべき書類とはされていないことから一律に添付することは求めないものとするあり、付近の農地等及びその営農に対する被害防除施設に係る判断は申請書等で客観的に判断を行っています。

このため当該案件についても隣接農地等への影響について同様に客観的に判断するものです。また、住宅への影響については農地法の許可要件ではありません。

要望書については事前に皆様にお配りさせていただいており、隣接農地への同意等の取扱いについてもお配りさせていただいております。

番号11、地区 高岡、申請地 一志町田尻ノラタ 登記地目・現況地目とも畑、面積 242 m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 家城、申請地 白山町南家城下出 登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 119 m²。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和62年頃から宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八知、申請地 美杉町八知椋田 登記地目・現況地目とも田、面積 1,431 m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.4 m²、パネル設置率は、32.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 八幡、申請地 美杉町奥津羽根田 登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 66 m²。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成20年頃から駐車場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八幡、申請地 美杉町奥津羽根田 登記地目 畑、現況地目 山林、面積 39 m²。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和50年頃から山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

11ページをお願いいたします。

番号16、地区 八幡、申請地 美杉町奥津西ノ手 登記地目・現況地目とも田、面積 855㎡ 外1筆、合計面積 940㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、421.3㎡、パネル設置率は、44.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は10,139.37㎡で、その内訳は田が3,037㎡、畑が6,747㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、2番、お願いします。

田口委員 6番田口です。8日に推進委員4名、諸戸部会長、野田委員、中野委員と事務局で見て参りました。1番は事務局説明通り問題ないと思います。
2番についても同じメンバーで見て参りました。これも何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 3番、4番、お願いします。

野田委員 7番野田です。11月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、事務局で現地確認しました。3番ですが隣接地に農地はなく営農に影響もございません。事務局の説明通り問題はないと思われます。
4番は隣接地と一体利用することから営農に問題なく、事務局説明通り問題はないものと思われます。

議長 5番、6番、7番とお願いします。

宮本委員 15番宮本です。8日に池山委員と事務局と地元推進委員2名と立ち会いで見て参りました。5番の大仰は譲受人の隣の農地で何ら問題ないと思います。
6番は宅地開発に関連する一部の農地を開発したいということのようです。問題ないと思います。
7番は波瀬の推進委員2名と池山委員、事務局で見て参りましたが、事務局の説明通り問題ないと思います。

議長 8番、9番、10番、11番、お願いします。

池山委員 14番池山です。11月8日に地元推進委員3名と宮本委員、事務局で確認して

まいりました。8番は_____沿った土地で、この辺りは住宅化が進んでおりまして、該当する農地周辺も住宅開発されており問題なかろうと全員判断いたしました。

9番は_____の北側に当たるところでして、太陽光設備をするということで何ら問題なかろうと判断しました。

10番は_____の西に当たるところです。周りは田んぼで、水の問題もなく、全員問題なかろうと判断しました。

11番は_____の西側にあたるところでして、薬局のあるその隣りで、宅地にするということで、何ら問題なかろうと判断しました。

議長 12番、お願いします。

西森委員 17番西森です。11月8日に地元事務局と地元推進委員と見て参りました。場所は_____の西で、集落の中で周りに農地はございませんでした。現状はすでに駐車場と、倉庫が建っておるということで、書類上全て揃っており、何ら問題ないと思います。

議長 13番から16番まで、お願いします。

結城委員 18番結城です。13番は8日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。放っておくよりか太陽光の方が有効利用できるのではないかという業者の声で、太陽光にしたということです。

14番の八幡も8日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。遠方において管理ができないので、近くの人に買ってもらう。早く手を離したいということでした。

15番も同じ続きで同じ人で、始末書、現況写真が添付されていますので、良いのではないかを思います。

16番も同じく8日に推進委員と事務局で現地を確認いたしました。太陽光発電に適した土地で、営農縮小を考えていた渡人は了承し、売り渡したいということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町北興 登記地目・現況地目とも田、面積 624㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

許可書の交付につきましては、津市開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は624㎡で、すべて田でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員

6番田口です。11月8日に現地を見て参りました。推進委員4名、諸戸部会長、野田委員、中野委員と事務局で見て参りました。事務局説明通りで問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたら。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で131, 178㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8, 162㎡、契約件数は79件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で43, 003㎡、畑の使用貸借で275㎡、契約件数は19件でございます。

白山地区につきましては、田の使用貸借で1, 091㎡、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて175, 272㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて8, 437㎡、合計契約件数は99件、合計面積は183, 709㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区76件、一志地区17件、白山地区0件、美杉地区0件で、合計93件、合計面積は171, 188㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で93.9%、面積で93.1%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が44件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

それでは1ページから2ページをお願いします。

件数は4件、合計面積は22,380㎡で、その内訳は田が21,643㎡、畑が737㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃貸借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。

午後2時34分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年11月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____